

男女共同参画社会の実現

豊島区は、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきました。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行いました。

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の‘にぎわい’と豊かな歴史の中で、

多くの芸術、文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、

多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、

活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

ひとひと
女と男 一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわらず、お互いの個性を尊重し合い

自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い 助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場で出会う喜びや困難は、分かち合い、

お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい 豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていける、そんな願いが実現できる

豊島区をみんなでつくっていこう。

豊島区民として 地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて発信していこう。

平成14年2月15日

豊島区

夫婦や恋人同士の間でおきる暴力、子ども・高齢者・障害者などへの虐待は著しい人権侵害であり、決して許されるものではありません。

豊島区は、家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちをめざし、平成25年2月に、全国初の都市宣言「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を行いました。

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは

すべての人が、大切な人との関係において

心からのやすらぎを得られるように

ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、

高齢者・障害者への虐待は、

被害者の人権を著しく侵害し

心身に回復困難な傷をもたらします

暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが

生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で

身近な大人から暴力を学ぶことのないよう

わたしたちは、家庭から、地域から

あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため

無関心という一番の暴力を捨て

区民一人ひとりができることを考え

セーフコミュニティ国際認証都市として

ともに安全・安心なまちづくりのために

取り組んでいきましょう

平成25年2月15日

豊島区

1. 「としま男女共同参画推進プラン
(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画
及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画
及び第2次豊島区女性活躍推進計画)」 …… 253
2. 豊島区男女共同参画推進条例 …… 253
3. エポック10(男女平等推進センター) …… 254

1. 「としま男女共同参画推進プラン（第5次豊島区男女共同参画推進行動計画及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画）」

区は、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある社会である男女共同参画社会の実現をめざし、「第5次としま男女共同参画推進プラン」を策定しました。

本プランは「豊島区男女共同参画推進条例」第10条に基づく行動計画であると同時に、配偶者等への暴力の防止や女性の職業生活における活躍についても一体的に推進するため、各計画を含んだ内容となっています。

(1) 策定の目的

豊島区は平成31年(2019年)に「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重しあい、すべての人がともに生きていける社会の実現を目指しています。しかし、性別等における無意識の偏見や差別によって生きづらさを抱える人がいるなど、個性や能力を十分発揮できない状況があります。また、配偶者等による暴力は深刻な社会問題となっており、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

人生100年時代の到来が言われる現代において、労働や政治分野にも女性の視点を生かすことは、多様性が確保され、誰にとっても暮らしやすいまちの実現につながります。そのためには、性別役割分担意識を解消し、あらゆる場面、ライフステージで男女共同参画について学び、行動につなげる必要があります。

このような背景の下、区、区民、事業者が連携して男女共同参画施策・事業に総合的かつ体系的に取り組むことで「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」を実現するために策定しました。

(2) 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間です。

(3) 豊島区の目指すまちの姿(プランの将来像と目標)

最終目標である「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」を達成するために、男女共同参画推進条例の基本理念に基づく3つの目標を定めました。

【将来像】

すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～

《目標1》

すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

《目標2》

あらゆる分野で女性が輝けるまち

《目標3》

すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

2. 豊島区男女共同参画推進条例

(1) 男女共同参画社会実現のために

豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに対応し、文化の風薫る、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、これまで以上に一人ひとりの人権が尊重され、性別等にかかわらずその個性と能力を存分に発揮できる社会(男女共同参画社会)を創っていくことが大切です。

このような社会の実現を図るため、男女共同参画推進条例を制定し、区を挙げて取り組む決意と、仕組みを明らかにしました。

(2) 条例の主な内容

① 基本理念

次の「基本理念」が実現された社会を目指します。

- ・すべての人の人権を尊重する。
- ・すべての人の社会活動における選択の自由を確保する。
- ・すべての人の決定過程への参画を促進する。
- ・すべての人の性と生殖に関する健康と権利を尊重する。
- ・すべての人の家庭生活と社会生活の両立を図る。
- ・外国人に対し、基本理念を実現する。
- ・すべての人の性自認又は性的指向が誰からも干渉又は侵害を受けない。
- ・学校教育および生涯学習において基本理念実現に向けた取組を行う。

② 性別等に起因する人権侵害の禁止

セクシュアル・ハラスメントおよび配偶者等に対する暴力的行為の禁止を明記しました。

③ 拠点施設

男女平等推進センターを拠点施設として、男女共同参画施策を推進します。

④ 男女共同参画推進会議

男女共同参画推進に関する重要事項を調査、審議するため、「男女共同参画推進会議」を設置します。

⑤ 男女共同参画苦情処理委員の設置

男女共同参画推進に関する区の施策についての苦情や、性別等に起因する人権侵害からの救済を図るため、「男女共同参画苦情処理委員」を設置します。

3. エポック 10（男女平等推進センター）

男女共同参画社会の形成を促進するために設置された
区民や自主グループの交流の拠点、自主的な学習の場や
情報の提供等の機能を持ったセンターです。

研修室のほか、情報交流コーナーや授乳室もあります。

所在地 豊島区西池袋 2-37-4
としま産業振興プラザ（IKE・Biz）3階
規模 632.5 m²
開館時間 月～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日（毎月最終月曜日※の前日）
午前9時～午後5時
休館日 日曜日・祝日・年末年始
毎月最終月曜日
※祝日の場合、前週の月曜日

(1) 男女共同参画社会の形成促進のための啓発事業

男女共同参画社会の形成促進のための講座・講演会の
開催や、図書・資料の収集及び提供、また、情報誌「え
ぼっく・めいかー」を発行しています。

■講座・講演会等開催実績

年 度	元	2	3	4	5
講 座	65 回	46 回	61 回	65 回	71 回
講演会	2,959 人	2,219 人	2,523 人	2,757 人	3,371 人

■主な開催内容（令和5年度）

男女共同参画都市宣言記念講演会 ・「作家柚木麻子さんが語る～次世代につなぐたいも の～」
豊島区パートナーシップ制度5周年記念講演&上映会 ・「～わたしもAllyに～講演と映画で学ぶ」性の多様 性”
豊島区パートナーシップ制度5周年記念事業 ・フリーカフェ（交流会）「にじいろ★カフェ in とし ま」〔全5回〕
エンパワーメント講座 ・「モヤる気持ちを解き放つ！」〔全2回〕 ・「ママとパパのための離婚の基礎知識講座」〔全1 回〕

おとなの総合学習 「人生ブラッシュアップ★ココロかるやか講座 “せね ばならない” を捨てる！」〔全3回〕
区民企画運営講座 「” 花&おしゃべり” で自分をいやす～ジェンダーカ フェ～」〔全1回〕
男性向け講座 「迷えるぼくらの悩みをよみとく」〔全1回〕
共催・後援事業〔全20回〕
エポック10 シネマ～映画に学ぶ人々の生き方～ 〔全12回〕
デートDV予防教室 実施校 区立中学校：8校 〔全10回〕

■エポック 10 フェスタ 2023（男女共同参画週間）

※開催名称「エポック 10 フェスタ 2023」

「知ろう！あなたと私の可能性」

運営：エポック 10 フェスタ 2023 実行委員会

実施場所：男女平等推進センター

実施期間：

〈展示〉令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

参加人数：260名

〈イベント〉令和5年6月9日（金）～11日（日）、
17日（土）

講座数：14講座 参加人数：545名

参加団体：18団体

I 女性会議豊島支部

アイリスとしまの会

NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

エポック 10 ゼミの会

親業を学ぶ会「架け橋」

カネミ油症関東連絡会

くまの子

グループ『風の交叉点』

ぐるーぷ GSC

自主グループエポック 10

新日本婦人の会豊島支部

性暴力をなくそう With You の会

豊島区助産師会

豊島区ボーイスカウト連絡協議会
 豊島・健康と環境を守る連絡会
 豊島・女性施策を考える会
 りぷりんと・としま
 豊島区男女平等推進センター運営委員会

■情報誌「えぼっく・めいかー」

号 数	テ ー マ	発 行 部 数
No. 52	届かなかった声を届ける	2,500 部

(2) 相談事業

女性をとりまく、さまざまな問題、配偶者などからの暴力等について一般相談（電話・来所）と予約制の専門相談（法律・こころ・DV）を行っています。

また、性自認・性的指向に関する電話相談、男性のための電話相談を令和6年7月から開始(月1回)しました。

■相談実績

年 度	元	2	3	4	5
	件	件	件	件	件
一般相談	1,885	2,307	1,904	1,760	1,425
	件	件	件	件	件
専門相談	66	72	110	119	106

■豊島区配偶者暴力相談支援センター機能の整備

配偶者等からの暴力防止、被害者支援を行うため、支援内容の充実を図り、DV専用電話の設置、証明書の発行などを行っています。

(3) 豊島区男女共同参画苦情処理委員

男女共同参画に関する区の施策についての苦情や性別等に起因して人権が侵害された事案について、区長が委嘱した苦情処理委員が必要に応じて調査し、指導、是正要請等を行う機関です。

(4) ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業を実施しています。

①豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定

〈目的〉

仕事と育児が両立できる職場環境づくりや男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を豊島区が認定し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組みの促進を図り、もって男女が共に家庭生活と社会生活を両立できるまちを実現することを目的としています。

〈認定企業になるメリット〉

1. 企業の取組みを、としま情報スクエア、広報としま、豊島区ホームページ等で紹介します。
2. ハローワークの求人票や企業ホームページ等に認定マークを掲載することができます。
3. 豊島区施工能力審査型総合評価方式及びプロポーザル方式の業者選定及び指定管理者選定において加点されます。
4. 認定書授与式にて認定書を授与いたします。
5. 男女平等推進センター研修室の使用料を通常の25%減免で利用できます。
6. ワーク・ライフ・バランスに関連する各種助成金・奨励金や、法令改正、セミナー開催等の情報を随時、提供いたします。

●第15期認定企業(31社)【認定期間:令和6年4月1日～令和9年3月31日】

新規:5社

更新:26社

②としま WLB ネットワークミーティング

〈目的〉

ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する講演を行い、企業の WLB 推進を支援する場としています。また、区内の認定企業以外の一般企業にも本事業への参加を呼びかけ、WLB 推進に取り組む企業の増加を図っています。令和 5 年度は東京都労働相談情報センター池袋事務所との共催事業として実施しました。

〈内容〉

「これからの時代に求められる社内環境の整備について

①ハラスメントへの正しい対応

②急がれる介護離職の防止」

実施日：令和 5 年 9 月 8 日（金）、15 日（金）

会 場：東京都労働相談情報センター池袋事務所 3 階
セミナー室

参加者数：48 名

講師：新田 香織氏（特定社会保険労務士）

③ワーク・ライフ・バランス関連事業

〈目的〉

豊島区では、地域全体へ働き方改革を進めており、その一環として、仕事と私生活とをうまく調和させられるように、個人の意識や今後の生活の仕方を考え、変えていくきっかけ作りのために、区民向けの事業をおこなっています。

〈内容〉

「育児カードゲーム『カジークジー』大会」

実施日：令和 6 年 3 月 2 日（土）

会 場：としま産業振興プラザ（IKE・Biz）6 階 多目的ホール

参加者数：13 名

講師：高木駿氏（一般社団法人チーム主夫ラボ代表理事）